

## 知的財産契約のロイヤリティに関する改善



ルイ・ロズエ (Louis Lozouet)  
Global IP Brazil パートナー  
ブラジル弁護士・フランス弁護士

ブラジルは税法と外国為替規制に関して重要な進展を遂げ、知的財産契約から生じるロイヤリティの海外送金プロセス及びロイヤリティ支払いの損金算入における大きな改善をおこないました。本稿では、この2点に着目して解説します。

### 1. 新移転価格税制

ブラジルは最近、新しい移転価格（TP）の法的枠組みを制定しました。2023年6月15日にブラジル連邦官報に掲載された2023年6月14日付法律第14596号は、経済協力開発機構（OECD）のガイドラインに沿った移転価格の枠組みをブラジルで確立するものです。

ブラジル大統領によって承認された新法の条文は、下院および連邦上院によって承認されたものと同じです（すなわち、2022年12月28日に公表された暫定措置第1552号は、2023年の転換法案第8号によって新法となりました）。

新しい移転価格の法的枠組みは、ブラジルをグローバル・バリューチェーンに統合し、二重課税と二重非課税のシナリオを緩和することを目的としています。

ブラジルの移転価格税制の改正は、要約して説明すると以下ようになります。

- 管理された取引について独立企業間原則を採用し、関連当事者の定義を拡大することで、関連当事者間の契約条件交渉の自由度を高める。
- 新しい移転価格文書化規則を適用するための機能的分析（機能、資産、リスク）と経済的分析を導入し、比較可能性分析の概念を導入する（例えば、比較可能な非管理価格（CUP）手法の適用）。
- 商品、無形資産、金融取引、企業間事業再編を扱うクロスボーダー取引に関する現代的な国際税務アプローチを導入する。